

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 地域の産業の振興に寄与するため伐採及び更新計画を追加する。
- 2 森林整備を推進するための効率的な路網の開設のため林道工事箇所を追加する。
- 3 豪雨による土砂流出等の対策として、治山工事箇所を追加する。

【変更項目及び頁】

2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	
（4）伐採総量	1
（5）更新総量	3
4 林道の整備に関する事項	4
5 治山に関する事項	5

(4) 伐採総量

(単位：m3、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	3,820	141,410 (2,932.96)	145,230				
自然維持タイプ	—	971 (17.69)	971				
森林空間利用タイプ	1,972	10,691 (230.51)	12,663				
快適環境形成タイプ	—	— —	—				
水源涵養タイプ	スギ・カラマツ等	34,363	184,212	218,575			
	スギ・カラマツ等 長 伐 期	688	247,307	247,995			
	スギ超長伐期	—	—	—			
	アカマツ等	2,700	4,811	7,511			
	アカマツ等 長 伐 期	103	16,939	17,042			
	植栽型複層林	43,221	36,567	79,788			
	天然更新型 複層林誘導	20,211	117,030	137,241			
	ヒバ択伐林誘導	—	14,166	14,166			
	ヒバ 択 伐	2,662	—	2,662			
	天然スギ	—	—	—			
	広葉樹択伐	12,416	32	12,448			
	ナラ等中小径木	39,911	—	39,911			
	施業群設定外	554,474	25,864	580,338			
	計	710,749	646,928 (11,572.07)	1,357,677			
合 計	716,541	800,000 (14,753.23)	1,516,541	55,000	1,571,541	—	1,571,541
年 平 均	143,308	160,000 (2,950.65)	303,308	11,000	314,308	—	314,308

注：()は、間伐面積である。

(再掲)市町村別内訳

(単位:m3、ha)

市町村名	林			地		林地以外	合計
	主伐	間伐	小計	臨時伐採量	計		
弘前市	72,895	75,040 (1,362.98)	147,935				
黒石市	52,528	65,874 (1,454.74)	118,402				
平川市	62,819	119,636 (2,377.74)	182,455				
鱒ヶ沢町	47,378	87,889 (1,637.71)	135,267				
深浦町	196,275	122,324 (2,401.20)	318,599				
西目屋村	34,756	50,672 (966.41)	85,428				
大鱈町	63,729	58,565 (1,085.41)	122,294				
五所川原市	123,545	119,553 (2,038.02)	243,098				
つがる市	—	—	—				
中泊町	62,616	100,447 (1,429.02)	163,063				
計	716,541	800,000 (14,753.23)	1,516,541				

注1:市町村別内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

注2:()は、間伐面積である。

(5)更新総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
人工造林	単層林 造 成	21.05	—	2.99	—	1,102.65	1,126.69
	複層林 造 成	5.30	—	—	—	115.17	120.47
	計	26.35	—	2.99	—	1,217.82	1,247.16
天然更新	天 然 下 種 第1類	—	—	—	—	2.51	2.51
	天 然 下 種 第2類	20.22	—	—	—	472.40	492.62
	ぼう芽	—	—	—	—	204.02	204.02
	計	20.22	—	—	—	678.93	699.15
合 計		46.57	—	2.99	—	1,896.75	1,946.31

4 林道の整備に関する事項

基幹・ その他別	開設・ 改良別	路線名	箇所 (林小班)	延長 (m)	備考
基幹	開設	蛭貝沢	津軽 1008い1～1008り5	2,000	
	開設	麴木沢	津軽 3024る1～3031い1	1,200	
	開設	大秋平沢	津軽 196ろ4～201い3	1,800	
	改良	中村川	津軽 22は1	100	
	改良	中の川	津軽 3い4	30	
	改良	清水淵	津軽 2069り2	30	
	改良	飯森山	津軽 3014か	50	
	改良	大秋川	津軽 193い3	20	
	改良	島田	津軽 587イ～596と3	100	
	改良	小田川	金木 2ろ9,6へ,9に2,11ろ2, 19い1,23ろ2	363	
	改良	喜良市川	金木 55に1	37	
	改良	金木山	金木 90へ2～90か1	106	
	改良	尾別	金木 229い2	14	
	改良	内潟	金木 303に2～309い3, 310ろ1	57	
	改良	薄市	金木 340ろ16	30	
	改良	今泉母沢	金木 350は1	7	
	改良	四ツ滝	金木 550ろ4	14	
	計			5,958	
その他	開設	北ノ沢	津軽 1020へ2～1020い5	1,000	作業道格上
	開設	赤倉沢	津軽 45い2～2079に1	1,800	資材運搬路格上
	開設	玉坂	津軽 2066い11～2066い4	1,800	作業道格上
	開設	北松山沢	津軽 591は4～591わ	600	作業道格上
	開設	深浦長坂	津軽 3023は～3023る1	1,750	
	改良	藍内	津軽 376へ～376ほ	30	
	改良	寺の沢	津軽 2007ほ2	50	
	改良	吾妻川	津軽 3058ほ～3057こ	200	
	改良	泥の沢	津軽 3067ち1～3068り3	100	
	開設	東多々良	金木 20い1～15に	6,347	保安林管理道格上
	開設	川倉支線	金木 95ろ4～95ほ2	1,800	
	開設	桐ノ木沢	金木 205に4～205と2	1,600	作業道格上
	開設	宮田	金木 207り4～208は1	1,000	
	開設	椰子沢	金木 509ほ～509い4	900	
	開設	重兵衛沢	金木 521ち～512い1	1,040	
	開設	長山	金木 525い6～525に	800	
	開設	火事ノ沢	金木 547へ4～547へ7	800	
開設	舟打沢	金木 550こ～550は2	1,800		

基幹・ その他別	開設・ 改良別	路線名	箇所 (林小班)	延長 (m)	備考
その他	改良	金 兵 エ	金木 11ろ4～11と1	50	
	改良	大 典 沢	金木 15い3	82	
	改良	東 多 々 良	金木 19い2～15に	60	
	改良	浦 ケ 沢	金木 43は2～35ろ1	60	
	改良	馬 坂	金木 235い6,235ほ	60	
	改良	田 の 沢	金木 305に	8	
	改良	金 平	金木 338い1～338ほ,338ろ2, 347は4,347と2	100	
	計			23,837	
計	開設			28,037	
	改良			1,758	

注:箇所については始点から終点の林小班を記載。

5 治山に関する事項

(単位:箇所、ha)

位置(林班)	区分	工種	計画量
津軽署 28～30,37,38,44,45,106,108,116,119,120,123, 165,200,202,375,386,391,395,510,511,535,539, 551,552,555,569,571,701,702,704,706～708,725, 727,729,750,766,772,1018,1019,1029,1079,1088, 1097,1106,1107,2012,2036,2057,2066,3007,3010, 3011,3029,3033,3097,3111	保全施設	溪間工	73
金木支署 2,7,9,10,11,23,24,28,30,35,36,56～58,62,66,67, 77～80,88,89,101～103,107,108,133,134,142, 152,202,203,208,218,220,228,235,302,303,317, 347,513,514,527,558,559,577,611			37
津軽署 123,124,142,165,174,372,569,581,583,715, 1049,1097,2045,2065,3082		山腹工	16
金木支署 2,6,122,579,635,780,783			6
津軽署 123,357		地すべり防止	2
金木支署 422,426		防潮工	2
金木支署 418,422		森林造成	1
合 計	保全施設 保安林の整備		137 箇所 — ha

注:保全施設は箇所数、保安林の整備はhaである。

ただし、上記以外にも災害復旧等緊急を要する箇所については、必要な措置を講ずるものとする。